

金融商品取引法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○ 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（有価証券とみなさなくても公益等のため支障を生ずることがないと認められるもの）</p> <p>第一条の二 法第二条第二項に規定する有価証券とみなさなくても公益又は投資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして政令で定めるものは、次の各号に掲げる権利の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項第三号に掲げるものに該当するもの 当該権利に係る信託の受託者が信託契約により受け入れた金銭の総額のうち普通預金その他の預貯金（内閣府令で定めるものに限る。）により管理する額の当該金銭の総額に占める割合が内閣府令で定める割合以上であること、当該金銭の総額のうち当該預貯金により管理する額以外の額を内閣府令で定める国債証券その他の内閣府令で定める債券の保有により運用するものであることその他内閣府令で定める要件を満たすもの</p> <p>二 (略)</p>	<p>（有価証券とみなさなくても公益等のため支障を生ずることがないと認められるもの）</p> <p>第一条の二 法第二条第二項に規定する有価証券とみなさなくても公益又は投資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして政令で定めるものは、次の各号に掲げる権利の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項第三号に掲げるものに該当するもの 当該権利に係る信託の受託者が信託契約により受け入れた金銭の全額を普通預金その他の預貯金（内閣府令で定めるものに限る。）により管理するものであることその他内閣府令で定める要件を満たすもの</p> <p>二 (略)</p>

(認定投資者保護団体の認定の申請)

第十八条の四の十七 (略)

254 (略)

5 第一項第五号及び第三項の「特定認定業務」とは、次の表の上欄に掲げる者の行う同表の中欄に掲げる取引を行う業務に対する苦情の解決又は当該業務に争いがある場合のあつせんをいい、同項の「特定関係大臣」とは、同表の上欄に掲げる者の行う同表の中欄の取引を行う業務につきそれぞれ同表の下欄に掲げる大臣をいう。

(略)	(略)	(略)
資金決済に関する法律第十二条に規定する電子決済手段等取引業者、同条第十九項に規定する電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者及び同法第六十二条の八第一項に規定する発行者	資金決済に関する法律第六十二条の十七第一項に規定する特定電子決済手段等取引契約の締結又はその媒介	

(親会社等)

第二十九条の三 法第六十六条第五項に規定する他の会社を支配する会社として政令で定める会社は、他の会社(協同組織金融機関を含む。)の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関(株主総会

(認定投資者保護団体の認定の申請)

第十八条の四の十七 (略)

254 (略)

5 第一項第五号及び第三項の「特定認定業務」とは、次の表の上欄に掲げる者の行う同表の中欄に掲げる取引を行う業務に対する苦情の解決又は当該業務に争いがある場合のあつせんをいい、同項の「特定関係大臣」とは、同表の上欄に掲げる者の行う同表の中欄の取引を行う業務につきそれぞれ同表の下欄に掲げる大臣をいう。

(略)	(略)	(略)
資金決済に関する法律第十二条に規定する電子決済手段等取引業者及び同法第六十二条の八第一項に規定する発行者	資金決済に関する法律第六十二条の十七第一項に規定する特定電子決済手段等取引契約の締結	

(親会社等)

第二十九条の三 法第六十六条第五項に規定する他の会社を支配する会社として政令で定める会社は、他の会社(協同組織金融機関を含む。)が提出した法第五条第一項の規定による届出書、法第二十

その他これに準ずる機関をいう。)を支配している会社として内閣府令で定めるものとする。

2・3
(略)

四条第一項の規定による有価証券報告書若しくは法第二十四条の五第一項の規定による半期報告書で法第二十五条第一項の規定により公衆の縦覧に供されたもの、法第二十七条の三十一第二項の規定により公表した同条第一項に規定する特定証券情報又は法第二十七条の三十二第一項若しくは第二項の規定により公表した同条第一項に規定する発行者情報のうち、直近のものにおいて親会社として記載され、又は記録された会社とする。

2・3
(略)

附 則

(施行期日)

- 1 この政令は、令和八年六月一日から施行する。ただし、第二十九条の三第一項の改正規定は、同年七月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

- 2 前項ただし書に規定する改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。